

「タウリン」の食品安全基本法第24条第1項の規定に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「タウリン」について平成20年3月25日付けで農林水産大臣から厚生労働大臣あてに、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)に基づく飼料添加物の指定並びに基準及び規格の設定に係る意見聴取がなされたことから、飼料添加物「タウリン」の食品中の残留基準を設定することについて、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼し、平成20年6月26日付けで食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あて評価結果が示された。

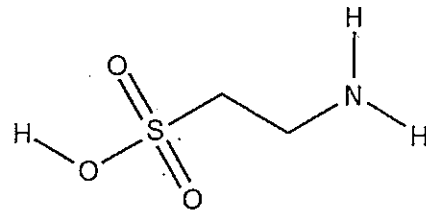
評価結果を受け、薬事・食品衛生審議会において飼料添加物「タウリン」の食品中の残留基準設定について審議したところ、平成20年8月8日付けで薬事・食品衛生審議会長から厚生労働大臣あてに、「タウリンについては残留基準の設定はできず、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして取り扱うことを検討することが妥当である」と答申された。

今般、評価に必要な資料が収集できたことから、食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めることについて、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

本剤は含硫アミノ酸の一種である。我が国において養魚用配合飼料中のタウリン補給源として天然物由来抽出タウリン等が飼料として使用されている。また、既に栄養補給及び中毒時の補助治療等を目的とした動物用医薬品に承認・指定され利用されており、昭和62年にヒト用医薬品製剤として承認されている。食品添加物としては、天然物由来タウリンが既存添加物名簿に「タウリン(抽出物)」として収載されている。

FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)において香料としての安全性評価がなされ、単純な化学構造を有し、かつ速やかに代謝されることから経口投与においても毒性が低いと示唆される構造クラスIに分類されている。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、上記の剤を対象外物質とする妥当性について検討する。